

## 3. 1 システムの適用範囲

建設副産物情報交換システム（以下、「本システム」と呼ぶ）の対象再生資材、対象建設副産物、対象地域、及び利用者の適用範囲は以下のとおりです。

項 目		適用範囲
対象再生資材（対象建設副産物）	再生資材利用（詳細）	<p>以下の対象副産物を材料とする再生資材を再資源化施設より搬入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート塊</li> <li>● アスファルト・コンクリート塊</li> <li>● 建設発生木材</li> <li>● 建設汚泥</li> <li>● 建設混合廃棄物</li> </ul>
	建設副産物搬出（詳細）	<p>以下の対象副産物を再資源化施設または最終処分場に搬出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート塊</li> <li>● アスファルト・コンクリート塊</li> <li>● 建設発生木材</li> <li>● 建設汚泥</li> <li>● 建設混合廃棄物</li> </ul>
	建設資材利用	<p>以下の建設資材（新材を含む）を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート</li> <li>● 木材</li> <li>● 土砂</li> <li>● 塩化ビニル管・継手</li> <li>● その他の建設資材</li> <li>● コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>● アスファルト・コンクリート</li> <li>● 砕石</li> <li>● 石膏ボード</li> </ul>
建設リサイクル関連様式の登録	建設副産物搬出	<p>以下の建設副産物が発生・搬出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート塊</li> <li>● 建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）</li> <li>● アスファルト・コンクリート塊</li> <li>● その他がれき類</li> <li>● 建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）</li> <li>● 建設汚泥</li> <li>● 金属くず</li> <li>● 廃塩化ビニル管・継手</li> <li>● 廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）</li> <li>● 廃石膏ボード</li> <li>● 紙くず</li> <li>● アスベスト（飛散性）</li> <li>● その他の分別された廃棄物</li> <li>● 混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</li> <li>● 第一種建設発生土</li> <li>● 第二種建設発生土</li> <li>● 第三種建設発生土</li> <li>● 第四種建設発生土</li> <li>● 浚渫土以外の泥土</li> <li>● 浚渫土（建設汚泥を除く）</li> </ul>
対象地域	全 国	

項 目		適 用 範 囲
利 用 者	公共 工事 発注者	公共工事発注者 ● 国の機関 ● 都道府県、政令市 ● 市区町村 ● 独立行政法人 等
	排出 事業者	建設工事、解体工事の施工者
	処理 業者	廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業者 および、特別管理産業廃棄物処理業者の処理施設 (土質改良プラント、最終処分場、再資源化施設を含む)